

【公開版】

提出年月日	令和元年 11 月 1 日	R6
日本原燃株式会社		

六ヶ所再処理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第27条：通信連絡設備

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対する適合性

1. 3 規則への適合性

2. 設備等

2. 1 設計の基本方針

2. 2 主要設備の仕様

2. 3 主要設備

2. 3. 1 所内通信連絡設備

2. 3. 2 所外通信連絡設備

2. 4 評価

3. 試験・検査

2 章 補足説明資料

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

通信連絡設備について、事業指定基準規則第 27 条と再処理施設安全審査指針 18 の比較により、事業指定基準規則第 27 条における追加要求事項を明確化する。(第 1 表)

【補足説明資料 1-1】

第1表 事業指定基準規則第27条と再処理施設安全審査指針18 比較表 (1 / 3)

事業指定基準規則 第27条 (通信連絡設備)	再処理施設安全審査指針 (指針18)	備考
<p>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならぬ。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「通信連絡設備」とは、制御室等から事業所内の各所への操作、作業又は退避の指示等の連絡を、ブザー一鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備をいう。</p> <p>4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備等については、非常用所内電源系統（無停電電源を含む。）に接続し、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならぬ。</p>	<p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p>	<p>第1項における「多様性を確保した通信連絡設備」及び解釈4項における「外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならぬ」については、新たに追加された要求事項である。</p> <p>上記以外については、既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから、第1項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。</p>

第1表 事業指定基準規則第27条と再処理施設安全審査指針18 比較表 (2 / 3)

事業指定基準規則 第27条 (通信連絡設備)	再処理施設安全審査指針 (指針18)	備考
<p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>2 第2項に規定する「通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡ができる」とは、所外必要箇所への事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備及び事業所（制御室等）から事業所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できることをいう。</p>	<p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報システムを含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p>	<p>第2項における「再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」、「多様性を確保した通信連絡設備」及び解釈4項における「外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならぬ」については、新たに追加された要求事項である。</p>

第1表 事業指定基準規則第27条と再処理施設安全審査指針18 比較表 (3 / 3)

事業指定基準規則 第27条 (通信連絡設備)	再処理施設安全審査指針 (指針18)	備考
<p>(解釈)</p> <p>3 第2項に規定する「多様性を確保した専用通信回線」とは、衛星専用IP電話等又は再処理事業者が独自に構築する専用の通信回線若しくは電気通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線等、輻輳等による制限を受けることなく使用できるとともに、通信方式の多様性(ケーブル及び無線等)を備えた構成の回線をいう。</p> <p>4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備とうについては、非常用所内電源系統(無停電電源を含む。)に接続し、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならぬ。</p>	<p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p>	<p>第2項における「再処理施設外の通信連絡を必要がある場所と通信連絡ができる」、「多様性を確保した通信連絡設備」及び解釈4項における「外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならぬ」については、新たに追加された要求事項である。</p>

1. 2 要求事項に対する適合性

設計基準事故が発生した場合において、中央制御室から前処理建屋、分離建屋等の再処理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を警報等により行うことができる装置及び音声により行うことができる多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。

また、設計基準事故が発生した場合において、内閣府、原子力規制委員会、青森県及び六ヶ所村等へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備を設ける設計とする。

所外通信連絡設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく使用可能な設計とする。

さらに、所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設ける設計とする。

これらの通信連絡設備については、運転予備用ディーゼル発電機、第1非常用ディーゼル発電機及び充電池を用いることにより、外部電源を期待できない場合でも動作可能な設計とする。

所内通信連絡設備の一部は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用するとともに所外通信連絡設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。

所内通信連絡設備は、共用する設備に故障が発生した場合においても、多様性を確保することから、共用により再処理施設の安全性を損なわない設計とし、所外通信連絡設備は、再処理施設外との連絡手段に用いる設備であり、再処理施設内の運転、監視に影響を及ぼすことがないことから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

1. 3 規則への適合性

(通信連絡設備)

第二十七条 工場等には，設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう，警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

2 工場等には，設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう，多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

工場等には，設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう，警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける。

第2項について

工場等には，設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう，多様性を確保した専用通信回線を設ける。

2. 設備等

2. 1 設計の基本方針

(1) 所内通信連絡設備は、操作、作業又は退避の指示連絡を行うための機能を有し、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理施設内の従事者に連絡を行うことができる設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の従事者に操作、作業又は退避の指示連絡を行うことができる設計とし、中央制御室及び緊急時対策所へ連絡できる設計とする。

(2) 所内通信連絡設備は、異なる方法により連絡できる設備や機器を備え、多様性を確保した設計とする。

(3) 所外通信連絡設備は、多様性を確保した専用通信回線を用い、設計基準事故が発生した場合において、再処理施設外の必要箇所へ事故に係る通信連絡を行うことができる設計とする。

(4) 所外通信連絡設備は、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設計とする。

(5) 所外通信連絡設備は、多様性を確保した専用通信回線に接続することで、輻輳による制限を受けることのない設備を設ける設計とする。

(6) 外部電源により動作する通信連絡設備については、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

(7) 通信連絡設備のうち他施設と共用する所内通信連絡設備は、共用する設備に故障が発生した場合においても、多様性を確保することから、共用により再処理施設の安全性を損なわない設計とし、所外通信連絡設備は、再処理施設外との連絡手段に用いる設備であり、再処理施設

内の運転，監視に影響を及ぼすことがないことから，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

【補足説明資料2-9】

2. 2 主要設備の仕様

通信連絡設備の仕様を第9.15-1表に示す。

2. 3 主要設備

2. 3. 1 所内通信連絡設備

通信連絡設備は、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備で構成する。

(1) 所内通信連絡設備

所内通信連絡設備は、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理施設内の従事者に連絡を行うため、ページング装置を設置し、所内携帯電話及び専用回線電話を備える。また、ページング装置は、再処理施設内各所の者への退避指示連絡を行うために必要な警報機能を備える。

【補足説明資料2-1, 2-2, 2-3, 2-10】

所内通信連絡設備のうちページング装置は、再処理施設内の各所における従事者に退避連絡又は操作連絡ができるよう、適切な数のスピーカを設置する。

また、ページング装置は、竜巻注意情報が発せられた場合でも、一斉放送機能を用いることにより、再処理施設内に退避連絡を行うことができる。

所内通信連絡設備のうち外部電源により動作するページング装置は、運転予備用ディーゼル発電機又は第1非常用ディーゼル発電機に接続する。所内携帯電話は、運転予備用ディーゼル発電機に接続及び充電池を用いることにより動作可能である。専用回線電話は、充電池を用いることにより動作可能である。

【補足説明資料2-11】

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建

屋の従事者に連絡を行うために、所内携帯電話を備える。また、緊急時対策所へ連絡を行うために所内携帯電話及び専用回線電話を備え、中央制御室へ連絡を行うために所内携帯電話及び所外通信連絡設備の一般加入電話を備える。

【補足説明資料2-1, 2-2, 2-3, 2-6】

所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。

2. 3. 2 所外通信連絡設備

所外通信連絡設備は、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室又は緊急時対策所から内閣府、原子力規制委員会、青森県及び六ヶ所村等へ事故に係る通信連絡を行うために、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを備える。中央制御室に設置する一般加入電話は、輻輳による制限を受けないように災害時優先回線を用いる。

また、設計基準事故が発生した場合において、緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送するために、データ伝送設備を設置する。

【補足説明資料2-3, 2-6, 2-7, 2-8, 2-12】

データ伝送設備は、計測制御系統施設、放射線管理施設及び火災防護設備からデータを受信し、データ伝送を行う。

所外通信連絡設備のうち外部電源により動作する統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、衛星携帯電話、ファクシミリ及びデータ伝送設備は、運転予備用ディーゼル発電機に接続する。また、一般携帯電話は、充電池を用いることにより動作可能である。

【補足説明資料2-6, 2-11】

所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びフ

アクシミリは、MOX燃料加工施設と共用する。

2. 4 評 価

(1) 所内通信連絡設備は、操作、作業又は退避の指示連絡を行うための機能を有しているため、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理施設内の従事者に連絡を行うことができる。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からは、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋、第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の従事者に連絡を行うことができ、中央制御室及び緊急時対策所に対しても連絡を行うことができる。

(2) 所内通信連絡設備は、異なる方法により連絡できる設備や機器を備えているため、多様性を確保している。

(3) 所外通信連絡設備は、多様性を確保した専用通信回線を用いるため、設計基準事故が発生した場合において、内閣府、原子力規制委員会、青森県及び六ヶ所村等へ事故に係る通信連絡を行うことができる。

(4) 所外通信連絡設備は、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する設計としているため、緊急時にも必要なデータを伝送することができる。

(5) 所外通信連絡設備は、多様性を確保した専用通信回線に接続しているため、輻輳による制限を受けない。

(6) 通信連絡設備は、非常時に電源を供給できる運転予備用ディーゼル発電機又は第1非常用ディーゼル発電機に接続すること、ディーゼル発電機に接続しない通信連絡設備は充電池を用いることにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能である。

(7) 通信連絡設備のうち他施設と共用する設備は、所内通信連絡設備と所外通信連絡設備に分類される。所内通信連絡設備は、共用する設備に

故障が発生した場合においても、多様性を確保することから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない。また、所外通信連絡設備は、再処理施設外との連絡手段に用いる設備であり、再処理施設内の運転、監視に影響を及ぼすことがないことから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない。

3. 試験・検査

所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は、その健全性および能力を確認するため、運転中又は停止中に試験又は検査を実施する。

2 章 補足説明資料

第27条:通信連絡設備

注)10/11付で提出した資料は8月付で提出した資料と同一のものであるが、資料No.を変更したことからRev.0とした。

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	事業指定基準規則第27条と許認可実績との比較表	11/1	0	
補足説明資料2-1	通信連絡設備の一覧	10/11	0	別紙1 通信連絡設備の一覧
補足説明資料2-2	機能ごとに必要な通信連絡設備	10/11	0	別紙2 機能ごとに必要な通信連絡設備
補足説明資料2-3	主要な通信連絡設備の配置について	10/11	0	別紙6 主要な通信連絡設備の配置について
補足説明資料2-4	現場退避指示について	10/11	0	別紙8 現場退避指示について
補足説明資料2-5	運用、手順説明資料	10/11	0	別添1 運用、手順説明資料
補足説明資料2-6	加入電話設備(加入電話及び加入FAX)の構成について	10/11	0	別紙3 加入電話設備(加入電話及び加入FAX)の構成について
補足説明資料2-7	ERDSのデータ伝送概要と確認できるパラメータ	11/1	1	別紙4 ERDSのデータ伝送概要と確認できるパラメータ
補足説明資料2-8	多様性を確保した通信回線の容量について	10/11	0	別紙5 多様性を確保した通信回線の容量について
補足説明資料2-9	通信連絡設備の設計基本方針及び概要	11/1	0	
補足説明資料2-10	所内通信連絡設備の多様性	11/1	0	
補足説明資料2-11	通信連絡設備の電源	11/1	0	
補足説明資料2-12	所外通信連絡設備の多様性	11/1	0	

令和元年 11 月 1 日 R0

補足説明資料1-1 (27条)

事業指定基準規則 (通信連絡設備)	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
<p>第二十七条 工場等には、設計基準標準事故が発生した場合において、設計基準標準事故等内の人に対して必要な指示が与えられること、警報装置(安全機能)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「通信連絡設備」とは、制御室等から事業所内の各所への操作、作業又は退避の指示等の連絡を、プザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備をいう。</p> <p>4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備等については、非常用所内電源系統(無停電電源を含む。)に接続し、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならない。</p>	<p>(再処理事業指定申請書)</p> <p>本文 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(i) 電気設備</p> <p>(a) 構造</p> <p>再処理施設の電力は、東北電力株式会社から154kV送電線2回線を受電し、所要の電圧に降圧し再処理施設等へ給電する。</p>	<p>本文</p> <p>(ロ) 再処理施設の一般構造</p> <p>(s) 通信連絡設備</p> <p>設計基準標準事故が発生した場合において、中央制御室から前処理建屋、分離建屋等の再処理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等を警報等により行うことができる装置及び音声により行うことができる多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>また、設計基準標準事故が発生した場合において、内閣府、原子力規制委員会、青森県及び六ヶ所村等へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる所内通信連絡設備を設ける設計とする。所内通信連絡設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による多様性を備えた構成回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく使用可能な設計とする。</p> <p>さらに、所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なるデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、運転準備用ディーゼル発電機、第1非常用ディーゼル発電機及び充電電池を用いることにより、外部電源を期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>所内通信連絡設備の一部は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用することにも所外通信連絡設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>所内通信連絡設備は、共用する設備に故障が発生した場合においても、多様性を確保することから、共用により再処理施設の安全性を損なわない設計とし、所外通信連絡設備は、再処理施設外との連絡手段に用いる設備であり、再処理施設内の運転、監視に影響を及ぼすことがないこととから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>「工場等内の人に対して必要な指示が与えられる」については既許申請書の添付書類六において記載しているが、「多様性を確保した通信連絡設備」や「外部電源が期待できない場合でも動作可能」については既許可申請書に記載が無くことから、新規制要求を踏まえた適合方針として整理し、記載する。</p> <p>したがって、当該規則に沿って本文記載事項を修正することにより、新規制要求事項に適合した記載方針となっている。</p>
	<p>(再処理事業指定申請書)</p> <p>本文 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(i) 電気設備</p> <p>(a) 構造</p> <p>再処理施設の電力は、東北電力株式会社から154kV送電線2回線を受電し、所要の電圧に降圧し再処理施設等へ給電する。</p>	<p>本文</p> <p>(四) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、設計基準標準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理施設内の従事者に操作、作業又は退避の指示連絡ができる設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からは、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4レベル貯蔵管理建屋の従事者に操作、作業又は退避の指示連絡ができる設計とし、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からは、中央制御室及び緊急時対策所へ連絡できる設計とする。</p> <p>また、設計基準標準事故が発生した場合において、中央制御室又は緊急時対策所から、再処理施設外の通信連絡をすることができる場所と通信連絡ができる設計とする。</p>	
		<p>(a) 構造</p> <p>通信連絡設備は、設計基準標準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理施設内の従事者に連絡を行う所内通信連絡設備と、中央制御室又は緊急時対策所から再処理施設外の通信連絡をすることができる場所と通信連絡を行う所外通信連絡設備で構成する。</p> <p>所内通信連絡設備は、異なる仕様の回線(無線及び有線)により、多様性を確保する設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備は、統合原子力防災ネットワークのIP電話、FAX及びTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、ファクシミリ並びに衛星携帯電話を配備し、有線、</p>	

事業指定基準規則第27条と許認可実績等との比較表(2/6)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
<p>(通信連絡設備)</p> <p>第二十七条 工場等には、設計基準標準事故が発生した場合において工場等内の人に対して必要な指示ができるよう、警報装置(安全機能)を有する施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「通信連絡設備」とは、制御室等から事業所の各所への操作、作業又は退避の指示等の連絡を、ブザー鳴動等により行うことのできる装置及び音声等により行うことのできる設備をいう。</p> <p>4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備等については、非常用所内電源系統(無停電電源を含む。)に接続し、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならない。</p>	<p>添付書類六 9.2 電気設備</p> <p>9.2.1 概要</p> <p>電気設備は、上記設備のほか、再処理設備内通信設備、照明及び作業用電源設備、ケーブル及び電線路等で構成する。</p> <p>添付書類六 9.2.2 設計方針</p> <p>(13) 再処理施設内通信設備は、平常時及び異常時、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(以下、「中央制御室等」という。)から再処理施設内各所に指示できる設計とする。</p>	<p>無線及び衛星回線により、多様性を確保した専用通信回線を整備するとともに、輻輳による制限を受けることなく使用できる設計とする。</p> <p>また、再処理施設外の緊急時対策支援システム(ERSS)に事故状態に必要なデータを伝送する設備として、データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>予備用ディーゼル発電機については、非常時に電源を供給できる非常用ディーゼル発電機又は非常用所内電源系統の第1非正常より外部電源が得られない場合でも動作可能な設計とする。通信連絡設備の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>所内通信連絡設備は、共用する設備が発生した場合においても、多様性を確保することから、共用により再処理施設の安全性を損なわない設計とし、所外通信連絡設備は、再処理施設外との連絡手段に用いることとがなから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 主要な設備 (イ) 所内通信連絡設備** (e) 所外通信連絡設備** (注) *印の設備の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。 **印の設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>添付書類六 9.15.1 概要</p> <p>通信連絡設備は、設計基準標準事故時において使用する設備であり、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備で構成する。通信連絡設備の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>添付書類六 9.15.2 設計方針</p> <p>(1) 所内通信連絡設備は、操作、作業又は退避の指示連絡を行うための機能を有し、設計基準標準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理施設内の従事者に連絡を行うことのできる設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料輸送管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の従事者に操作、作業又は退避の指示連絡を行うことができる。中央制御室及び緊急時対策所へ連絡できる設計とし、中央制御室通信連絡設備は、異なる方法により連絡できる設備や機器を備え、多様性を確保する設計とする。</p> <p>(2) 所内通信連絡設備は、異なる方法により連絡できる設備や機器を備え、多様性を確保する設計とする。</p> <p>(6) 外部電源により動作する通信連絡設備については、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(7) 通信連絡設備のうち他施設と共用する所内通信連絡設備は、共用する設備が発生した場合においても、多様性を確保することとがなから、共用により再処理施設の安全性を損なわない設計とし、所外通信連絡設備は、再処理施設外との連絡手段に用いる設備であり、再処理施設内の運転、監視に影響を及ぼすことがない設計とする。</p>	<p>「工場等内の人に対して必要な指示ができる」については、既許可申請書の添付書類六において記載しているが、「多様性を確保した通信連絡設備」や「外部電源が期待できない場合でも動作可能」については既許可申請書に記載が無いことから、新規制要求を踏まえ、記載して整理する。</p> <p>したがって、当該規則に沿って本文記載事項を修正することにより、新規制要求事項に適合した記載方針となっている。</p>

事業指定基準規則第27条と許認可実績等との比較表(3/6)

事業指定基準規則 (通信連絡設備)	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
<p>第二十七条 工場等には、設計基準準事故が発生した場合において工場等内の人に対して必要な指示ができるよう、警報装置(安全機能)を有する施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「通信連絡設備」とは、制御室等から事業所内の各所への操作、作業又は退避の指示等の連絡を、ブザー鳴動及び音声等により行うことができる設備をいう。</p> <p>4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備等については、非常用所内電源系統(無停電電源を含む。)に接続し、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならない。</p>	<p>添付書類六 再処理施設内通信設備、照明及び作業用電源設備</p> <p>9.2.4.9 再処理施設内通信設備は、中央制御室、その他建物内外の各所に送受話器を設置し、迅速な連絡を可能にするとともに、中央制御室等から各所に指示できる。その電源は、460V運転用母線又は460V非常用母線(ただし、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋においては460V非常用母線)から給電する。</p>	<p>添付書類六 9.15.4 主要設備</p> <p>所内通信連絡設備は、設計基準準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理施設内の従事者及び専用回線電話を備える。また、ペーゼン装置を設置し、所内携帯電話及び専用回線電話を備える。また、ペーゼン装置は、再処理施設内各所への退避指示連絡を行うために必要な警報機能を備える。</p> <p>所内通信連絡設備のうちペーゼン装置は、再処理施設内の各所における従事者に退避連絡又は操作連絡ができるよう、適切な数のスピーカを設置する。</p> <p>また、ペーゼン装置は、電巻注意情報が発せられた場合でも、一斉放送機能を用いることにより、再処理施設内に退避連絡を行うことができる。</p> <p>所内通信連絡設備のうち外部電源により動作するペーゼン装置は、運転予備用ディジーゼル発電機又は第1非常用ディジーゼル発電機に接続及び充電池を用いることにより動作可能である。専用回線電話は、充電池を用いることにより動作可能である。使用済燃料受入れ貯蔵施設の制御室は、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の従事者間に連絡を行うために、所内携帯電話及び専用回線電話を備え、中央制御室へ連絡を行うために所内携帯電話及び所外通信連絡設備のペーゼン加入電話を備える。</p> <p>所内通信連絡設備及び廃棄物管理施設及び所内携帯電話は、M O X燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p>	<p>「工場等内の人に対して必要な指示ができる」については既許可申請書の添付書類六において記載しているが、「多様性を確保した通信連絡設備」や「外部電源が期待できない場合でも動作可能」については既許可申請書に記載が無くことから、新規制要求を踏まえた適合方針として整理し、記載する。</p> <p>したがって、当該規則に沿って本文記載事項を修正することにより、新規制要求事項に適合した記載方針となっている。</p>

事業指定基準規則 (通信連絡設備)	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
<p>工場等には、設計基準事故が発生した場合において、設計基準事故以外の通信連絡を確保する必要がある場合、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>2 第2項に規定する「通信連絡を行う必要がある場合」とは、所外通信連絡が、所外通信連絡を確保する必要がある場合、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(再処理事業指定申請書) 本文 (a) ス、その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (i) 電気設備 (a) 構造 再処理施設の電力は、東北電力株式会社から154kV送電線2回線を受電し、所要の電圧に降圧し再処理施設等へ給電する。</p>	<p>ロ、再処理施設の一般構造 (s) 計測制御システム 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室から前処理建屋、分機建屋等の再処理施設内の各所へ必要の操作、作業又は退避の指示等を行うことができる多様性を確保した専用通信連絡設備を設けることとする。 また、設計基準事故が発生した場合において、内閣府、原子力規制委員会、青森県及び六ヶ所村等へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備を設けることとする。所外通信連絡設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による多様性を備えた構成回線の接続し、輻輳等による制限を受けることなく使用可能な設計とする。 さらに、所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設けることとする。 これら通信連絡設備については、運転準備用ディーゼル発電機、第1非常用ディーゼル発電機及び充電電池を用いることにより、外部電源を期待できない場合でも動作可能な設計とする。 所内通信連絡設備の一部は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用することとする。 所内通信連絡設備は、共用する設備に故障が発生した場合においても、多様性を確保することから、共用により再処理施設の安全性を損なわない設計とし、所外通信連絡設備は、再処理施設内の運転、監視に影響を及ぼすことがないことから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>既許認可申請書において、「再処理施設外の場所と通信連絡を確保する必要がある場合」、「多様性を確保した専用通信回線」及び「外部電源を期待できない場合でも動作可能」については既許認可申請書に記載が無く、また適合方針として整理し、記載している。 したがって、当該規則に沿って本文記載事項を修正することにより、新規制要求事項に適合した記載方針となっている。</p>
<p>3 第2項に規定する「多様性を確保した専用通信回線」とは、衛星専用IP電話等又は再処理業者が独自に構築する専用の通信回線若しくは電気通信事業者が提供する特定顧客専用通信回線等、輻輳等による制限を受けることなく使用できることにより、通信方式の多様な構成の回線(無線等)を備えた構成の回線(無線等)をいう。</p>	<p>(再処理事業指定申請書) 本文 (a) ス、その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (i) 電気設備 (a) 構造 再処理施設の電力は、東北電力株式会社から154kV送電線2回線を受電し、所要の電圧に降圧し再処理施設等へ給電する。</p>	<p>リ、その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 通信連絡設備 通信連絡設備は、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理施設内の従事者に操作、作業又は退避の指示連絡ができる設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からは、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵廃棄物建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル貯蔵建屋の従事者に操作、作業又は退避の指示連絡ができる設計とし、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からは、中央制御室及び緊急時対策所へ連絡できる設計とする。 また、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室又は緊急時対策所から、再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる設計とする。</p>	<p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理施設内の従事者に連絡を行う所内通信連絡設備と、中央制御室又は緊急時対策所から再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う所外通信連絡設備で構成する。 所内通信連絡設備は、異なる仕様の回線(無線及び有線)により、多様性を確保する設計とする。 所外通信連絡設備は、統合原子力防災ネットワークのIP電話、FAX及びビデオ会議システム、一般加入電話、一般携</p>
<p>4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備等(無停電電源を含む。)に接続し、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならない。</p>	<p>(再処理事業指定申請書) 本文 (a) ス、その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (i) 電気設備 (a) 構造 再処理施設の電力は、東北電力株式会社から154kV送電線2回線を受電し、所要の電圧に降圧し再処理施設等へ給電する。</p>	<p>通信連絡設備は、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理施設内の従事者に操作、作業又は退避の指示連絡ができる設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からは、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵廃棄物建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル貯蔵建屋の従事者に操作、作業又は退避の指示連絡ができる設計とし、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からは、中央制御室及び緊急時対策所へ連絡できる設計とする。 また、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室又は緊急時対策所から、再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる設計とする。</p>	<p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理施設内の従事者に連絡を行う所内通信連絡設備と、中央制御室又は緊急時対策所から再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う所外通信連絡設備で構成する。 所内通信連絡設備は、異なる仕様の回線(無線及び有線)により、多様性を確保する設計とする。 所外通信連絡設備は、統合原子力防災ネットワークのIP電話、FAX及びビデオ会議システム、一般加入電話、一般携</p>

事業指定基準規則第27条と許認可実績等との比較表(5/6)

事業指定基準規則 (通信連絡設備)	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
<p>工場等には、設計基準規格外の通信連絡設備が設置される場合がある必要があり、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>2 第2項に規定する「通信連絡を行うことができる場所」とは、所外通信回線が設置される場所等（制御室等）から事業所（緊急時対策支援システム（ERSS））等へ必要に応じて使用できることをいう。</p> <p>3 第2項に規定する「多様性を確保した専用通信回線」とは、事業者が独自に構築する専用通信回線若しくは電気通信事業者が提供する特定顧客専用通信回線等、輻輳等による制限を受けることなく使用できるとともに、通信方式の多様性を備えた構成の回線等をいう。</p> <p>4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備等については、非常用所内電源系統（無停電電源を含む。）に接続し、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならない。</p>	<p>添付書類六 9.2 電気設備</p> <p>9.2.1 概要</p> <p>電気設備は、上記設備のほか、照明及び作業用電源設備、ケーブル及び電線路等で構成する。</p> <p>添付書類六 9.2.2 設計方針</p> <p>(13) 再処理施設内通信設備は、平常時及び異常時、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室（以下、「中央制御室等」という。）から再処理施設内各所に指示できる設計とする。さらに、再処理施設と再処理施設外必要箇所との通信連絡設備は、多重性を有する設計とする。</p>	<p>帯電話、アラームシミュレーション並びに衛星携帯電話を有線、無線及び衛星回線により、多様性を確保した専用通信回線を整備することとするとともに、輻輳による制限を受けることなく使用できる設計とする。</p> <p>また、再処理施設外の緊急時対策支援システム（ERSS）に事故状態の把握に必要なデータを伝送する設備として、データ伝送連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>通信連絡設備については、電源を供給できる運転予備用ディーゼル発電機又は非常用所内電源系統の第1非常用ディーゼル発電機に接続する設計とするか、又は充電池により、外部電源が得られない場合でも動作可能な設計とする。通信連絡設備の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>所内通信連絡設備は、共用する設備が発生した場合においても、多様性を確保することから、共用により再処理施設内の安全性を損なわない設計とし、所外通信連絡設備は、再処理施設外との連絡手段に用いる設備であり、再処理施設内の運転、監視に影響を及ぼすことがないことから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 主要な設備</p> <p>(4) 所内通信連絡設備*</p> <p>(a) 所外通信連絡設備**</p> <p>注) *印の設備の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>* *印の設備の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>添付書類六 9.15.1 概要</p> <p>通信連絡設備は、設計基準規格時において使用する設備であり、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備で構成する。通信連絡設備の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>添付書類六 9.15.2 設計方針</p> <p>(3) 所外通信連絡設備は、多様性を確保した専用通信回線を用い、設計基準規格が発生した場合において、再処理施設外の必要箇所へ事故に係る通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>(4) 所外通信連絡設備は、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>(5) 所外通信連絡設備は、多様性を確保した専用通信回線に接続することとするとともに、輻輳による制限を受けることなく使用できる設計とする。</p> <p>(6) 外部電源により動作する通信連絡設備については、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(7) 通信連絡設備のうち他施設と共用する所内通信連絡設備は、共用する設備が発生した場合においても、多様性を確保することから、共用により再処理施設の安全性を損なわない設計とし、所外通信連絡設備は、再処理施設外との連絡手段に用いる設備であり、再処理施設内の運転、監視に影響を及ぼすことがないことから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>既許申請書において、「再処理施設外のある場所と通信連絡が可能な専用通信回線」及び「外部電源が期待できない場合でも動作可能」については既許可申請書に記載が無いため、新規制要求を踏まえ、記載する。</p> <p>したがって、当該規則に沿って本文記載事項を修正することにより、新規制要求事項と適合した記載方針となっている。</p>

事業指定基準規則第27条と許認可実績等との比較表(6/6)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
<p>(通信連絡設備)</p> <p>2 工場等においては、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡を確保する必要がある場所と通信専用回線を確保しなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>2 第2項に規定する「通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡ができる」とは、所外必要箇所への事故の発生等に係る連絡を音声連絡設備及び事業所(制御室等)から事業所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できることをいう。</p> <p>3 第2項に規定する「多様性を確保した専用通信回線」とは、衛星専用IP電話等又は再処理業者が独自に構築する専用の通信回線若しくは電気通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線等、輻射等による制限を受けることなく使用できるとともに、通信方式の多様性(ケーブル及び無線等)を備えた構成の回線をいう。</p> <p>4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備等については、非常用所内電源系統(無停電電源を含む。)に接続し、外部電源を期待できなない場合でも動作可能でなければならない。</p>	<p>添付書類六</p> <p>9.2.4.9 再処理施設内通信設備、照明及び作業用電源設備</p> <p>再処理施設内通信設備は、中央制御室、その他建物内外の各所に送受話器を設置し、迅速な連絡を可能にするとともに、中央制御室等から各所に指示できる。その電源は、460V運転予備用母線又は460V常用母線(ただし、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋においては460V非常用母線)から給電する。また、再処理施設外必要箇所との通信連絡設備として、再処理施設内には、加入電話設備等を設ける。</p>	<p>新規制要求を踏まえた適合方針</p> <p>9.15.4 主要設備</p> <p>添付書類六は、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室又は緊急時対策所から内閣府、原子力規制委員会、青森県及び六ヶ所村等へ事故に係る通信連絡を行うために、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAAX、統合原子力防災電話及びバックアップ電話、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びバックアップ電話、中央制御室に設置する一般加入電話は、輻射等による制限を受けることがないよう災害時優先回線を用いる。また、設計基準事故が発生した場合において、緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送するために、データ伝送設備を設置する。</p> <p>添付書類六は、計測制御系統施設、放射線管理施設及び防火防護設備からデータを受信し、データ伝送を行う。</p> <p>添付書類六は、所外通信連絡設備のうち外部電源により動作する統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAAX、統合原子力防災電話、統合原子力防災電話、衛星携帯電話、バックアップ電話及びデータ伝送設備は、運転予備用ダイヤル発電機に接続する。また、一般携帯電話は、充電池を用いることにより動作可能である。</p> <p>添付書類六は、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAAX、統合原子力防災電話、衛星携帯電話及びバックアップ電話は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>比較結果</p> <p>既許認可申請書において、「再処理施設外の場所と通信連絡ができる」とは、「多様性を確保した専用通信回線」及び「外部電源が期待できない場合でも動作可能」について、既許認可申請書に記載が無いため、新規制要求として整理し、記載する。</p> <p>したがって、当該規則に沿って本文記載事項を修正することにより、新規制要求事項に適合した記載方針となっている。</p>

令和元年 11 月 1 日 R1

補足説明資料 2-7 (27条)

ERDS のデータ伝送概要と伝送パラメータ

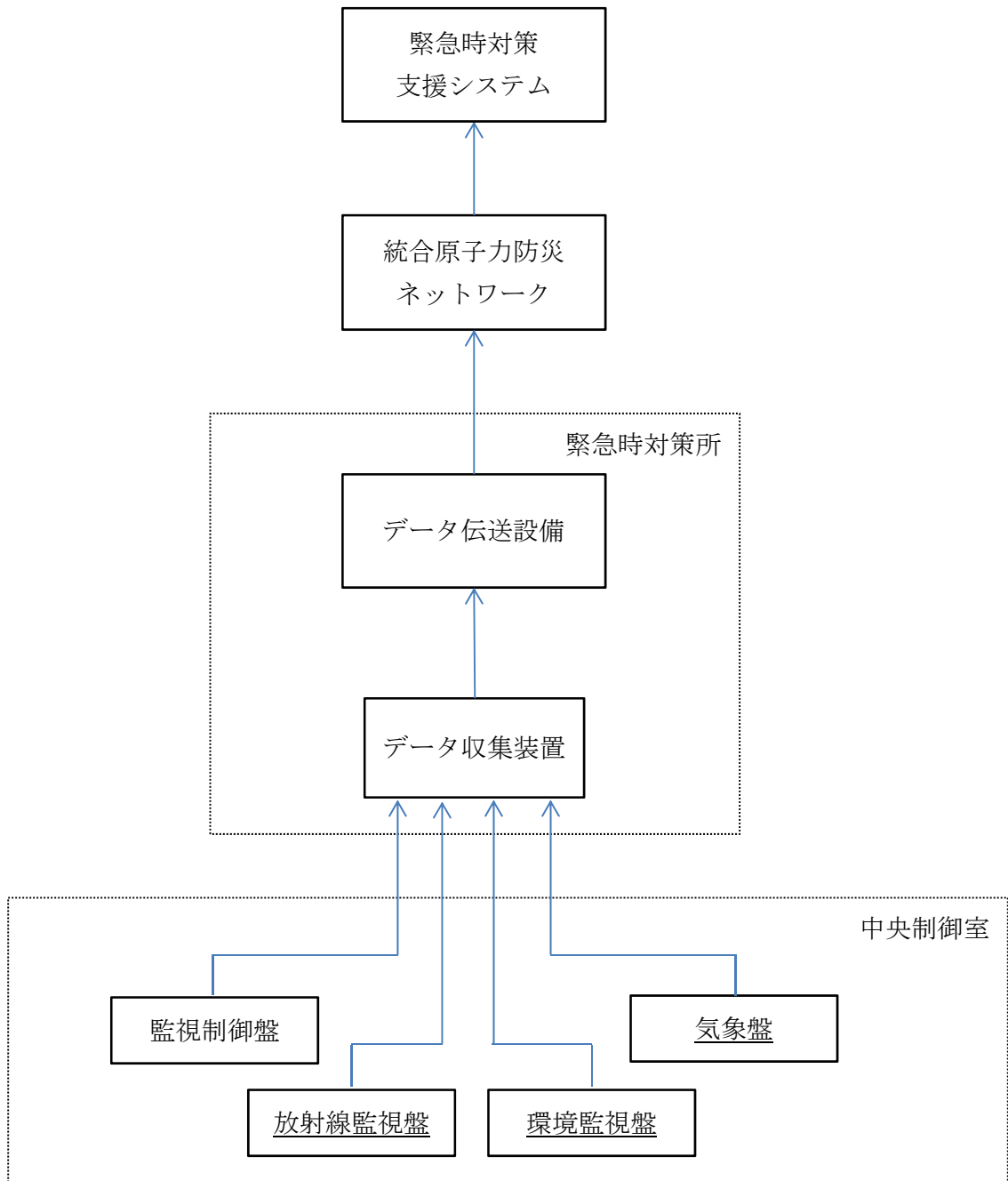
通常、緊急時対策所内に設置する ERDS は、制御建屋に設置する監視制御盤からデータ収集装置によりデータを収集し、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送できる設計とする。

通常 of データ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所内に設置する ERDS は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により ERSS へパラメータを伝送できる設計とする。

なお、今後の伝送パラメータ追加を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つ設計とする。

ERDS のデータ伝送概要を別紙 2-7-1 図に示す。

また、ERDS から ERSS へ伝送するパラメータを別紙 2-7-1 表～別紙 2-7-3 表に示す。



第2-7-1図 ERDSのデータ伝送概要

第2-7-1表 原災法10条通報以降に伝送するパラメータ
前処理建屋の溶解槽の臨界事象時（1/4）

No	対象パラメータ
1	主排気筒 ガスモニタ A 系（低レンジ）
2	主排気筒 ガスモニタ B 系（低レンジ）
3	主排気筒 ガスモニタ A 系（中レンジ）
4	主排気筒 ガスモニタ B 系（中レンジ）
5	主排気筒 ガスモニタ A 系（高レンジ）
6	主排気筒 ガスモニタ B 系（高レンジ）
7	気象情報（A1 地点：風向）
8	気象情報（A2 地点：風向）
9	気象情報（A1 地点：風速）
10	気象情報（A2 地点：風速）
11	気象情報（A1 地点：大気安定度）
12	モニタリングポスト（MP-1）空間線量率モニタ（低レンジ）
13	モニタリングポスト（MP-1）空間線量率モニタ（高レンジ）
14	モニタリングポスト（MP-1）ダストモニタ（ α 計数率）
15	モニタリングポスト（MP-1）ダストモニタ（ β 計数率）
16	モニタリングポスト（MP-2）空間線量率モニタ（低レンジ）
17	モニタリングポスト（MP-2）空間線量率モニタ（高レンジ）
18	モニタリングポスト（MP-2）ダストモニタ（ α 計数率）
19	モニタリングポスト（MP-2）ダストモニタ（ β 計数率）
20	モニタリングポスト（MP-3）空間線量率モニタ（低レンジ）
21	モニタリングポスト（MP-3）空間線量率モニタ（高レンジ）
22	モニタリングポスト（MP-3）ダストモニタ（ α 計数率）
23	モニタリングポスト（MP-3）ダストモニタ（ β 計数率）
24	モニタリングポスト（MP-4）空間線量率モニタ（低レンジ）

第2-7-1表 原災法10条通報以降に伝送するパラメータ
前処理建屋の溶解槽の臨界事象時(2/4)

No	対象パラメータ
25	モニタリングポスト (MP-4) 空間線量率モニタ (高レンジ)
26	モニタリングポスト (MP-4) ダストモニタ (α 計数率)
27	モニタリングポスト (MP-4) ダストモニタ (β 計数率)
28	モニタリングポスト (MP-5) 空間線量率モニタ (低レンジ)
29	モニタリングポスト (MP-5) 空間線量率モニタ (高レンジ)
30	モニタリングポスト (MP-5) ダストモニタ (α 計数率)
31	モニタリングポスト (MP-5) ダストモニタ (β 計数率)
32	モニタリングポスト (MP-6) 空間線量率モニタ (低レンジ)
33	モニタリングポスト (MP-6) 空間線量率モニタ (高レンジ)
34	モニタリングポスト (MP-6) ダストモニタ (α 計数率)
35	モニタリングポスト (MP-6) ダストモニタ (β 計数率)
36	モニタリングポスト (MP-7) 空間線量率モニタ (低レンジ)
37	モニタリングポスト (MP-7) 空間線量率モニタ (高レンジ)
38	モニタリングポスト (MP-7) ダストモニタ (α 計数率)
39	モニタリングポスト (MP-7) ダストモニタ (β 計数率)
40	モニタリングポスト (MP-8) 空間線量率モニタ (低レンジ)
41	モニタリングポスト (MP-8) 空間線量率モニタ (高レンジ)
42	モニタリングポスト (MP-8) ダストモニタ (α 計数率)
43	モニタリングポスト (MP-8) ダストモニタ (β 計数率)
44	モニタリングポスト (MP-9) 空間線量率モニタ (低レンジ)
45	モニタリングポスト (MP-9) 空間線量率モニタ (高レンジ)
46	モニタリングポスト (MP-9) ダストモニタ (α 計数率)
47	モニタリングポスト (MP-9) ダストモニタ (β 計数率)
48	建屋負圧情報 (代表室) 大気-G

第2-7-1表 原災法10条通報以降に伝送するパラメータ
前処理建屋の溶解槽の臨界事象時(3/4)

No	対象パラメータ
49	建屋負圧情報(代表室) 大気-Y
50	建屋負圧情報(代表室) 大気-R
51	建屋負圧情報(代表室) 大気-R
52	エリアモニタ(γ線)(前処理建屋1F 溶解槽Aセル近傍)
53	エリアモニタ(γ線)(前処理建屋2F セン断Aセル近傍)
54	エリアモニタ(n線)(前処理建屋2F セン断Aセル近傍)
55	エリアモニタ(γ線)(前処理建屋1F 溶解槽Bセル近傍)
56	エリアモニタ(γ線)(前処理建屋2F セン断Bセル近傍)
57	エリアモニタ(n線)(前処理建屋2F セン断Bセル近傍)
58	せん断機A 運転状態(燃料送り出し長さ指示値)
59	せん断機B 運転状態(燃料送り出し長さ指示値)
60	溶解槽A 放射線モニタ
61	溶解槽B 放射線モニタ
62	溶解槽A 液位(槽部液位)
63	溶解槽B 液位(槽部液位)
64	溶解槽A 密度
65	溶解槽B 密度
66	溶解槽A 圧力
67	溶解槽B 圧力
68	溶解槽A 温度
69	溶解槽B 温度
70	可溶性中性子吸収材緊急供給系A 弁の開閉状態(その1)
71	可溶性中性子吸収材緊急供給系A 弁の開閉状態(その2)
72	可溶性中性子吸収材緊急供給系B 弁の開閉状態(その1)
73	可溶性中性子吸収材緊急供給系B 弁の開閉状態(その2)
74	可溶性中性子吸収材緊急供給系 液位A
75	可溶性中性子吸収材緊急供給系 液位B
76	建屋排風機風量
77	溶解槽A セル排風機風量
78	溶解槽B セル排風機風量

第2-7-1表 原災法10条通報以降に伝送するパラメータ
前処理建屋の溶解槽の臨界事象時（4/4）

No	対象パラメータ
79	DOG 排風機風量 A
80	DOG 排風機風量 B
81	DOG 排風機風量 C
82	第1HEPA フィルター (DOG) 差圧 A
83	第1HEPA フィルター (DOG) 差圧 B
84	第1HEPA フィルター (DOG) 差圧 C
85	第2HEPA フィルター (DOG) 差圧 A
86	第2HEPA フィルター (DOG) 差圧 B
87	第2HEPA フィルター (DOG) 差圧 C
88	廃ガス加熱器 A 出口廃ガス温度
89	廃ガス加熱器 B 出口廃ガス温度
90	廃ガス加熱器 C 出口廃ガス温度
91	第1よう素フィルタ (DOG) 差圧 A1
92	第1よう素フィルタ (DOG) 差圧 A2
93	第1よう素フィルタ (DOG) 差圧 B1
94	第1よう素フィルタ (DOG) 差圧 B2
95	第1よう素フィルタ (DOG) 差圧 C1
96	第1よう素フィルタ (DOG) 差圧 C2
97	第2よう素フィルタ (DOG) 差圧 A1
98	第2よう素フィルタ (DOG) 差圧 A2
99	第2よう素フィルタ (DOG) 差圧 B1
100	第2よう素フィルタ (DOG) 差圧 B2
101	第2よう素フィルタ (DOG) 差圧 C1
102	第2よう素フィルタ (DOG) 差圧 C2
103	DOG系 Kr モニタ

第2-7-2表 原災法10条通報以降に伝送するパラメータ
精製建屋における有機溶媒火災時(1/2)

No	対象パラメータ
1	主排気筒 ガスモニタ A系 (中レンジ)
2	主排気筒 ガスモニタ B系 (中レンジ)
3	気象情報 (A1 地点: 風向)
4	気象情報 (A2 地点: 風向)
5	気象情報 (A1 地点: 風速)
6	気象情報 (A2 地点: 風速)
7	気象情報 (A1 地点: 大気安定度)
8	モニタリングポスト (MP-1) 空間線量率モニタ (低レンジ)
9	モニタリングポスト (MP-1) 空間線量率モニタ (高レンジ)
10	モニタリングポスト (MP-1) ダストモニタ (α 計数率)
11	モニタリングポスト (MP-1) ダストモニタ (β 計数率)
12	モニタリングポスト (MP-2) 空間線量率モニタ (低レンジ)
13	モニタリングポスト (MP-2) 空間線量率モニタ (高レンジ)
14	モニタリングポスト (MP-2) ダストモニタ (α 計数率)
15	モニタリングポスト (MP-2) ダストモニタ (β 計数率)
16	モニタリングポスト (MP-3) 空間線量率モニタ (低レンジ)
17	モニタリングポスト (MP-3) 空間線量率モニタ (高レンジ)
18	モニタリングポスト (MP-3) ダストモニタ (α 計数率)
19	モニタリングポスト (MP-3) ダストモニタ (β 計数率)
20	モニタリングポスト (MP-4) 空間線量率モニタ (低レンジ)
21	モニタリングポスト (MP-4) 空間線量率モニタ (高レンジ)
22	モニタリングポスト (MP-4) ダストモニタ (α 計数率)
23	モニタリングポスト (MP-4) ダストモニタ (β 計数率)
24	モニタリングポスト (MP-5) 空間線量率モニタ (低レンジ)
25	モニタリングポスト (MP-5) 空間線量率モニタ (高レンジ)
26	モニタリングポスト (MP-5) ダストモニタ (α 計数率)
27	モニタリングポスト (MP-5) ダストモニタ (β 計数率)
28	モニタリングポスト (MP-6) 空間線量率モニタ (低レンジ)
29	モニタリングポスト (MP-6) 空間線量率モニタ (高レンジ)
30	モニタリングポスト (MP-6) ダストモニタ (α 計数率)

第2-7-2表 原災法 10 条通報以降に伝送するパラメータ
精製建屋における有機溶媒火災時 (2 / 2)

No	対象パラメータ
31	モニタリングポスト (MP-6) ダストモニタ (β 計数率)
32	モニタリングポスト (MP-7) 空間線量率モニタ (低レンジ)
33	モニタリングポスト (MP-7) 空間線量率モニタ (高レンジ)
34	モニタリングポスト (MP-7) ダストモニタ (α 計数率)
35	モニタリングポスト (MP-7) ダストモニタ (β 計数率)
36	モニタリングポスト (MP-8) 空間線量率モニタ (低レンジ)
37	モニタリングポスト (MP-8) 空間線量率モニタ (高レンジ)
38	モニタリングポスト (MP-8) ダストモニタ (α 計数率)
39	モニタリングポスト (MP-8) ダストモニタ (β 計数率)
40	モニタリングポスト (MP-9) 空間線量率モニタ (低レンジ)
41	モニタリングポスト (MP-9) 空間線量率モニタ (高レンジ)
42	モニタリングポスト (MP-9) ダストモニタ (α 計数率)
43	モニタリングポスト (MP-9) ダストモニタ (β 計数率)
44	建屋負圧情報 (代表室) 大気-G
45	建屋負圧情報 (代表室) 大気-Y
46	建屋負圧情報 (代表室) 大気-R
47	Pu 精製塔セル漏えい受皿の液位
48	精製塔セル運転状態 (Pu 溶液供給槽液位)
49	精製塔セル運転状態 (精製建屋第 1 一時貯留処理槽)
50	抽出塔
51	核分裂生成物洗浄塔
52	TBP 洗浄塔
53	逆抽出塔
54	ウラン洗浄塔
55	建屋排風機風量
56	セル排風機風量
57	VOG 排風機入口圧力

第2-7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ（1/8）

No	対象パラメータ
1	主排気筒 ガスモニタ A 系（低レンジ）
2	主排気筒 ガスモニタ B 系（低レンジ）
3	主排気筒 ガスモニタ A 系（中レンジ）
4	主排気筒 ガスモニタ B 系（中レンジ）
5	主排気筒 ガスモニタ A 系（高レンジ）
6	主排気筒 ガスモニタ B 系（高レンジ）
7	気象情報（A1 地点：風向）
8	気象情報（A2 地点：風向）
9	気象情報（A1 地点：風速）
10	気象情報（A2 地点：風速）
11	気象情報（A1 地点：大気安定度）
12	モニタリングポスト（MP-1）空間線量率モニタ（低レンジ）
13	モニタリングポスト（MP-1）空間線量率モニタ（高レンジ）
14	モニタリングポスト（MP-1）ダストモニタ（ α 計数率）
15	モニタリングポスト（MP-1）ダストモニタ（ β 計数率）
16	モニタリングポスト（MP-2）空間線量率モニタ（低レンジ）
17	モニタリングポスト（MP-2）空間線量率モニタ（高レンジ）
18	モニタリングポスト（MP-2）ダストモニタ（ α 計数率）
19	モニタリングポスト（MP-2）ダストモニタ（ β 計数率）
20	モニタリングポスト（MP-3）空間線量率モニタ（低レンジ）
21	モニタリングポスト（MP-3）空間線量率モニタ（高レンジ）
22	モニタリングポスト（MP-3）ダストモニタ（ α 計数率）
23	モニタリングポスト（MP-3）ダストモニタ（ β 計数率）
24	モニタリングポスト（MP-4）空間線量率モニタ（低レンジ）
25	モニタリングポスト（MP-4）空間線量率モニタ（高レンジ）
26	モニタリングポスト（MP-4）ダストモニタ（ α 計数率）
27	モニタリングポスト（MP-4）ダストモニタ（ β 計数率）

第2-7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ (2/8)

No	対象パラメータ
28	モニタリングポスト (MP-5) 空間線量率モニタ (低レンジ)
29	モニタリングポスト (MP-5) 空間線量率モニタ (高レンジ)
30	モニタリングポスト (MP-5) ダストモニタ (α 計数率)
31	モニタリングポスト (MP-5) ダストモニタ (β 計数率)
32	モニタリングポスト (MP-6) 空間線量率モニタ (低レンジ)
33	モニタリングポスト (MP-6) 空間線量率モニタ (高レンジ)
34	モニタリングポスト (MP-6) ダストモニタ (α 計数率)
35	モニタリングポスト (MP-6) ダストモニタ (β 計数率)
36	モニタリングポスト (MP-7) 空間線量率モニタ (低レンジ)
37	モニタリングポスト (MP-7) 空間線量率モニタ (高レンジ)
38	モニタリングポスト (MP-7) ダストモニタ (α 計数率)
39	モニタリングポスト (MP-7) ダストモニタ (β 計数率)
40	モニタリングポスト (MP-8) 空間線量率モニタ (低レンジ)
41	モニタリングポスト (MP-8) 空間線量率モニタ (高レンジ)
42	モニタリングポスト (MP-8) ダストモニタ (α 計数率)
43	モニタリングポスト (MP-8) ダストモニタ (β 計数率)
44	モニタリングポスト (MP-9) 空間線量率モニタ (低レンジ)
45	モニタリングポスト (MP-9) 空間線量率モニタ (高レンジ)
46	モニタリングポスト (MP-9) ダストモニタ (α 計数率)
47	モニタリングポスト (MP-9) ダストモニタ (β 計数率)
48	北換気筒 β 線ガスモニタ (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋) A
49	北換気筒 β 線ガスモニタ (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋) B

第2-7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ (3/8)

No	対象パラメータ
50	高レベル廃液ガラス固化建屋 シャフトモニタ A
51	第1 ガラス固化体貯蔵建屋 シャフトモニタ A
52	第1 放出前貯槽 排水モニタ A
53	第1 放出前貯槽 排水モニタ B
54	前処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備排風機 A 回転数警報
55	前処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備排風機 B 回転数警報
56	前処理建屋 DOG 排風機 A 回転数警報
57	前処理建屋 DOG 排風機 B 回転数警報
58	前処理建屋 DOG 排風機 C 回転数警報
59	前処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備圧力 A 警報
60	前処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備圧力 B 警報
61	溶解槽 A 圧力 A 警報
62	溶解槽 A 圧力 B 警報
63	溶解槽 B 圧力 A 警報
64	溶解槽 B 圧力 B 警報
65	前処理建屋 セル排風機風量
66	前処理建屋 溶解槽セル A 排風機風量
67	前処理建屋 溶解槽セル B 排風機風量
68	前処理建屋 建屋排風機風量
69	前処理建屋負圧情報 (代表室) 大気-G
70	前処理建屋負圧情報 (代表室) 大気-Y
71	前処理建屋負圧情報 (代表室) 大気-R その1
72	前処理建屋負圧情報 (代表室) 大気-R その2
73	前処理建屋負圧情報 (代表室) 大気-R その3
74	分離建屋 塔槽類廃ガス処理設備排風機 A 回転数警報
75	分離建屋 塔槽類廃ガス処理設備排風機 B 回転数警報

第2-7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ（4/8）

No	対象パラメータ
76	分離建屋 パルセータ廃ガス処理設備排風機 A 回転数警報
77	分離建屋 パルセータ廃ガス処理設備排風機 B 回転数警報
78	分離建屋 塔槽類廃ガス処理設備圧力 A 警報
79	分離建屋 塔槽類廃ガス処理設備圧力 B 警報
80	分離建屋 セル排風機風量
81	分離建屋 建屋排風機風量
82	分離建屋負圧情報（代表室） 大気-G
83	分離建屋負圧情報（代表室） 大気-Y
84	分離建屋負圧情報（代表室） G-R その 1
85	分離建屋負圧情報（代表室） G-R その 2
86	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備排風機 A 回転数警報
87	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備排風機 B 回転数警報
88	精製建屋 パルセータ廃ガス処理設備排風機 A 回転数警報
89	精製建屋 パルセータ廃ガス処理設備排風機 B 回転数警報
90	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備 1 圧力 A 警報
91	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備 1 圧力 B 警報
92	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備 2 圧力 A 警報
93	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備 2 圧力 B 警報
94	精製建屋 セル排風機風量
95	精製建屋 建屋排風機風量
96	精製建屋負圧情報（代表室） 大気-G
97	精製建屋負圧情報（代表室） 大気-Y
98	精製建屋負圧情報（代表室） 大気-R
99	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備第 1 排風機 差圧警報
100	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備第 2 排風機 A 差圧警報

第2-7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ（5／8）

No	対象パラメータ
101	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備第2排風機B 差圧警報
102	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備第2排風機C 差圧警報
103	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備圧力A警報
104	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備圧力B警報
105	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 セル排風機風量
106	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 建屋排風機風量
107	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋負圧情報（代表室） 大気-G
108	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋負圧情報（代表室） 大気-Y
109	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋負圧情報（代表室） 大気-R
110	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備1 排風機A 回転数警報
111	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備1 排風機B 回転数警報
112	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備2 排風機A 回転数警報
113	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備2 排風機B 回転数警報
114	高レベル廃液ガラス固化建屋 MOG第1排風機A 回転数警報
115	高レベル廃液ガラス固化建屋 MOG第1排風機B 回転数警報
116	高レベル廃液ガラス固化建屋 MOG第2排風機A 回転数警報
117	高レベル廃液ガラス固化建屋 MOG第2排風機B 回転数警報
118	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備1 圧力A警報
119	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備1 圧力B警報
120	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備2 圧力A警報
121	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備2 圧力B警報
122	ガラス溶融炉A 気相圧力A警報
123	ガラス溶融炉A 気相圧力B警報
124	ガラス溶融炉B 気相圧力A警報

第2-7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ (6/8)

No	対象パラメータ
125	ガラス溶融炉 B 気相圧力 B 警報
126	高レベル廃液ガラス固化建屋 セル排風機風量
127	高レベル廃液ガラス固化建屋 建屋排風機風量
128	高レベル廃液ガラス固化建屋 固化セル排風機風量 A
129	高レベル廃液ガラス固化建屋 固化セル排風機風量 B
130	高レベル廃液ガラス固化建屋負圧情報 (代表室) 大気-G
131	高レベル廃液ガラス固化建屋負圧情報 (代表室) 大気-Y
132	高レベル廃液ガラス固化建屋負圧情報 (代表室) 大気-R
133	高レベル廃液ガラス固化建屋 固化セル負圧 A
134	高レベル廃液ガラス固化建屋 固化セル負圧 B
135	前処理建屋 安全冷却水 A 流量 (外部ループ)
136	前処理建屋 安全冷却水 B 流量 (外部ループ)
137	前処理建屋 安全冷却水 1A 流量
138	前処理建屋 安全冷却水 1B 流量
139	前処理建屋 安全冷却水 2 流量
140	分離建屋 安全冷却水 1A 流量
141	分離建屋 安全冷却水 1B 流量
142	分離建屋 安全冷却水 2 流量
143	精製建屋 安全冷却水 A 流量
144	精製建屋 安全冷却水 B 流量
145	精製建屋 安全冷却水 C 流量
146	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 安全冷却水 A 流量
147	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 安全冷却水 B 流量
148	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 安全冷却水 A 流量
149	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 安全冷却水 B 流量
150	高レベル廃液ガラス固化建屋 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 A 流量
151	高レベル廃液ガラス固化建屋 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 B 流量
152	高レベル廃液ガラス固化建屋 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 A 流量
153	高レベル廃液ガラス固化建屋 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 B 流量
154	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷却水 A系 流量

第2-7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ（7/8）

No	対象パラメータ
155	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷却水 B 系 流量
156	高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル廃液共用貯槽冷却水 A 流量
157	高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル廃液共用貯槽冷却水 B 流量
158	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷却水 1A 流量
159	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷却水 1B 流量
160	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷水 A 流量
161	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷水 B 流量
162	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 プール水冷却系 A 流量
163	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 プール水冷却系 B 流量
164	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 地下 2 階第 1 貯蔵室 排気風量
165	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 地下 2 階第 2 貯蔵室 排気風量
166	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 地下 4 階第 1 貯蔵室 排気風量
167	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 地下 4 階第 2 貯蔵室 排気風量
168	溶解槽 A γ 線線量 A 警報
169	溶解槽 A γ 線線量 B 警報
170	溶解槽 B γ 線線量 A 警報
171	溶解槽 B γ 線線量 B 警報
172	前処理建屋 臨界警報 A
173	前処理建屋 臨界警報 B
174	分離建屋 臨界警報
175	精製建屋 臨界警報 A
176	精製建屋 臨界警報 B
177	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 臨界警報 A
178	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 臨界警報 B
179	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 臨界警報 C
180	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 臨界警報 D
181	水素掃気用空気貯槽圧力 A 警報
182	水素掃気用空気貯槽圧力 B 警報
183	前処理建屋 火災報
184	分離建屋 火災報

第2-7-3表 大規模地震発生に備えて常時伝送するパラメータ (8/8)

No	対象パラメータ
185	精製建屋 火災報
186	分析建屋 火災報
187	制御建屋 火災報
188	主排気筒管理建屋 火災報
189	試薬建屋 火災報
190	ウラン脱硝建屋 火災報
191	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 火災報
192	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 火災報
193	低レベル廃棄物処理建屋 火災報
194	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 火災報
195	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 火災報
196	非常用電源建屋 火災報
197	高レベル廃液ガラス固化建屋 火災報
198	第1非常用DG A しゃ断器
199	第1非常用DG B しゃ断器
200	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋非常用母線 A 電圧 (RS相)
201	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋非常用母線 B 電圧 (RS相)
202	第2非常用DG A しゃ断器
203	第2非常用DG B しゃ断器
204	非常用主母線 A 電圧 (RS相)
205	非常用主母線 B 電圧 (RS相)

令和元年 11 月 1 日 R0

補足説明資料 2-9 (27条)

通信連絡設備に係る要求事項について

通信連絡設備（明確化された要求事項）に係る設計基本方針

【通信連絡設備に係る規則要求】

工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。

【通信連絡設備に係る設計基本方針】

- ◆ 通信連絡設備は、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から再処理事業所内の各所の者への連絡を行う所内通信連絡設備及び中央制御室等から再処理事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う所外通信連絡設備で構成する。
- ◆ 所内通信連絡設備は、退避の指示等の連絡を行うための機能を有し、再処理事業所内の各所の者への連絡を行うことができ、かつ多様性を確保した設計とする。
- ◆ 所外通信連絡設備は、多様性を確保した専用通信回線を用い、再処理事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる設計とする。また、再処理事業所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設計とする。

外部電源により動作する通信連絡設備は、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

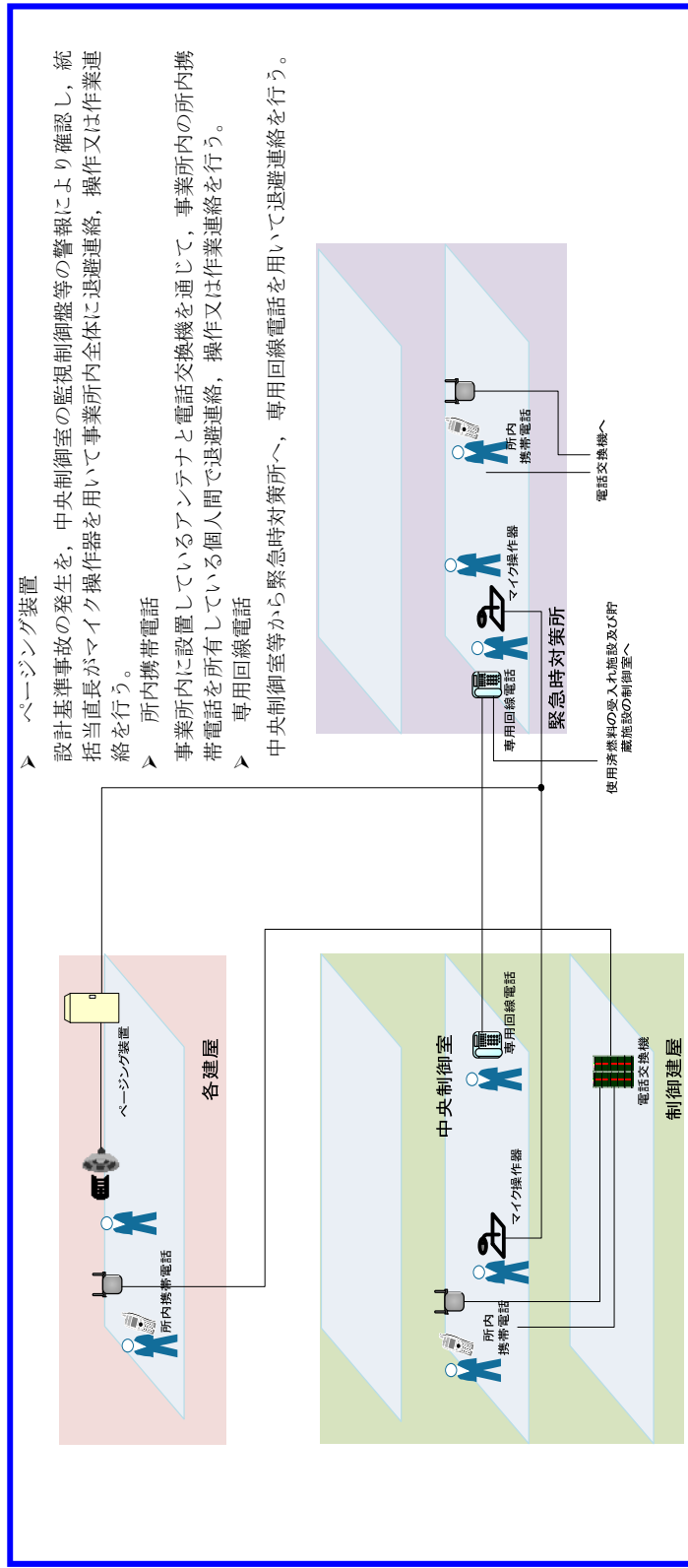
令和元年 11 月 1 日 R0

補足説明資料 2-10 (27条)

所内通信連絡設備の多様性

- 設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設けること。

- 所内通信連絡設備として、退避の指示等の連絡を行うため、ページング装置を設置し、所内携帯電話を備える。操作又は作業の指示等の連絡を行うため、所内携帯電話、専用回線電話を備え、ページング装置を設置する。これらの所内通信連絡設備は、異なる方法により連絡できる設備や機器を備えることにより、多様性を確保した設計とする。



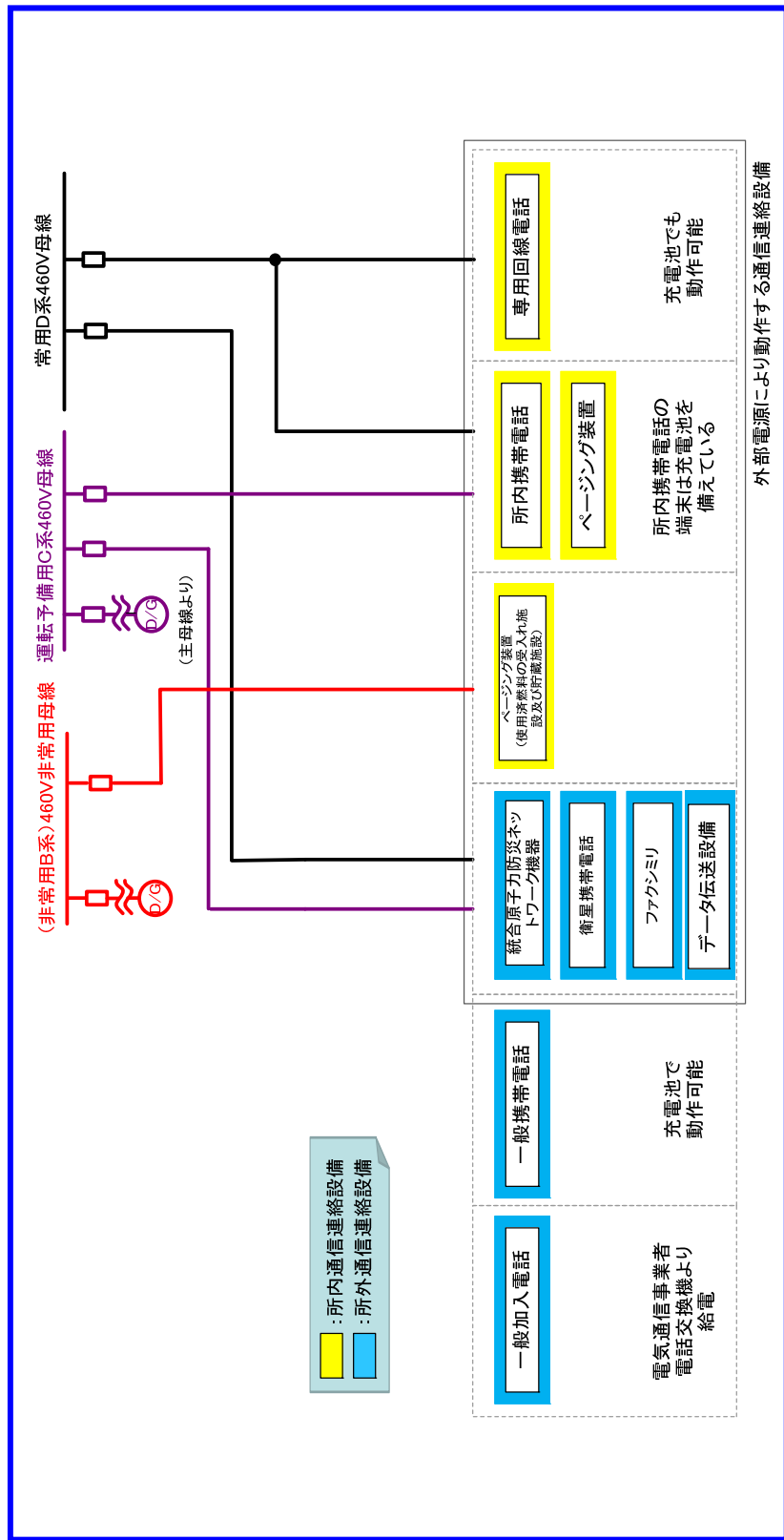
令和元年 11 月 1 日 R0

補足説明資料 2-11 (27条)

通信連絡設備に係る設計について 通信連絡設備の電源

・外部電源により動作する通信連絡設備等は、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならない。

- ▶ 外部電源により動作する通信連絡設備については、非常時に電源を供給できる運転予備用ディジーゼル発電機等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。



令和元年 11 月 1 日 R0

補足説明資料 2-12 (27条)

通信連絡設備に係る設計について

所外通信連絡設備の多様性（統合原子力防災ネットワーク以外）

- ▶ 所外通信連絡設備は、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を行うために、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、衛星携帯電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを備える。

